

○ 組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について（令和３年５月３１日保国発第 0531 第 1 号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
1 （略） 2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて 国民健康保険組合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 64 条第 2 項）ものであることから、被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関等において被保険者資格の確認を行えば、一般の被保険者と同様、保険診療による受診が可能であり、この点について誤解のないよう周知を図ること。 3 （略）	1 （略） 2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて 国民健康保険組合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 64 条第 2 項）ものであることから、被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関等において被保険者証を提示すれば、一般の被保険者と同様、保険診療による受診が可能であり、この点について誤解のないよう周知を図ること。 3 （略）